公益社団法人日本伝熱学会　学会賞に関する内規

（学会賞）

１．　日本伝熱学会賞として，一般賞と特定賞を設ける．一般賞は学会が責任を持って永続的に運営する各賞であり，特定賞は個人または法人からの寄付により学会が運営する各賞である．なお，一般賞と特定賞の呼称は，本内規上での事務的分類のために使用するものとし，顕彰時や賞状などでは一般賞と特定賞の呼称は省略する．

２．　学会賞基金を設け，日本伝熱学会賞を学会賞基金により運営する．学会賞基金は，一般賞のための会員他有志からの寄付および学会事業費の一部繰り入れ金による一般賞基金と，特定賞各賞のための個人または法人からの寄付による各特定賞基金で構成される．

３．　一般賞基金への会員他有志よりの寄付は随時受け入れるものとし，寄付者の氏名は日本伝熱学会会誌等で報告するものとする．また，学会活動に基づく収益の一部も各学会活動の自主的な意志により一般賞基金に繰り入れることができるものとし，これについても日本伝熱学会会誌等で報告するものとする．

４．　特定賞基金への寄付は，伝熱学の進展に貢献した個人または法人からの寄付を原則とし，現会長，副会長および元会長２名の６名からなる学会賞基金検討委員会において，受け入れの可否，および授賞対象について審議する．受け入れた寄付については寄付者の了承が得られる場合には氏名と寄付金額等を日本伝熱学会会誌等で報告し，また，感謝状を贈呈するものとする．

５．　学会賞基金検討委員会の人選は理事会で決定する．

６．　学会賞の対象，受賞資格，件数は学会賞ごとに定める．

７．　受賞者の選考等に係わる費用は一般会計より支出する．

（選　考）

８．　各学会賞の選考は「表彰選考委員会」が行う．

９．　表彰選考委員会は表彰選考委員長を主査とし，副査１名，委員４名をもって構成する．

10.　主査は副査１名，委員４名を選考し，会長に通知する．但し，その氏名は公表しない．

11.　副査，委員の任期は１年とする．但し，再任を妨げない．

（募集方法）

12.　日本伝熱学会誌上に告示した各学会賞の公募方法に従い，会員からの推薦を受け付ける．

13.　審査・選考方法は表彰選考委員会が定める「審査・選考方法内規」によって行う．

（授　賞）

14.　授賞は総会において行う．

15.　表彰は賞状などの贈呈をもって行う．なお，賞状などでは「日本伝熱学会賞　学術賞」，「日本伝熱学会賞　（冠）A賞」などと記載する．

（一般賞）

１．　日本伝熱学会賞一般賞として，学術賞，技術賞，貢献賞，登鯉賞，優秀プレゼンテーション賞を設ける．

２．　一般賞は学会賞基金のうち一般賞基金により運営し，一般賞基金が不足した場合には，日本伝熱学会の事業費をもって充当する．

（学術賞）

３．　学術賞は，原則として，最近３年間のThermal Science and Engineering誌および，Journal of Thermal Science and Technology誌に掲載された，あるいは，最近５回の日本伝熱シンポジウムにおいて発表し国内外で審査のある論文集に掲載された優秀な伝熱に関する研究を主体的に行った研究者とその共同研究者を対象とする．なお，受賞研究課題名は掲載論文名あるいは日本伝熱シンポジウムでの発表論文名と厳密に一致することを要しない．

４．　学術賞の受賞資格者の代表者は本会会員に限る．

５．　学術賞は２件程度とする．

（技術賞）

６．　技術賞の対象は，優秀な伝熱技術を開発した者とする．

７．　技術賞は１件程度とする．

（貢献賞）

８．　貢献賞は，日本伝熱学会が主催する事業の実施において，顕著な貢献を行った会員を対象とする．
９．　貢献賞は，２名程度とする．

（登鯉賞）

１０．登鯉賞の対象者は，受賞年度末の翌日４月１日において39歳未満の若手研究者であり，独自に新たな分野を開拓し，最近３年間のThermal Science and Engineering誌および，Journal of Thermal Science and Technology誌に掲載された，あるいは，最近５回の日本伝熱シンポジウムにおいて優秀な論文を発表した個人とする．
１１．登鯉賞の受賞資格者は本会会員に限る．
１２．登鯉賞は，２名程度とする．

（優秀プレゼンテーション賞）

１３．優秀プレゼンテーション賞の対象は，当該年の日本伝熱シンポジウムにおける学生（高専生，大学生，大学院生）および当該年４月１日において28歳以下の若手研究者のポスター講演発表者の中で，特に優れた発表を行った者とする．
１４．優秀プレゼンテーション賞は原則として１０件以内とする．
１５．優秀プレゼンテーション賞の推薦・選考・授賞方法は，本内規には拠らず別に定める．

（特定賞）

１．　日本伝熱学会賞特定賞は学会賞基金のうち特定賞基金により運営し，その特定賞基金の消滅をもって廃止する．
２．　学会賞基金検討委員会により受け入れを決定した寄付については，新たな特定賞基金枠，対応する新たな名称の特定賞とそれに関する内規を設ける．
３．　各特定賞の名称および授賞対象分野は，その時点で存在する他の学会賞と内容等が重複しないよう配慮するものとする．
４．　特定賞には，指定した分野あるいは寄付者の名前を記すことができる．

（奨励賞）

５．　第33期よりWen-Jei Yang氏からの寄付100万円に基づいて設けられた奨励賞を特定賞の一つとする．
６．　奨励賞の対象者は，原則として，最近２回の日本伝熱シンポジウムにおいて優秀な論文を発表した若手研究者で，発表時に大学院生，またはこれに準じる者（大学卒業後５年以内の者）とする．
７．　奨励賞の受賞資格は本会会員に限る．
８．　奨励賞は４件程度とする．

（経過措置）

学術賞，技術賞，奨励賞の各賞に関し，それまでの内規に基づいて運営された結果，平成10年５月28日現在で元本の存在する賞については，その元本が消滅するまで特定賞として運営するものとし，元本が消滅した時点で一般賞への移行等を検討するものとする．

平成６年２月26日制定
平成６年５月19日改訂
平成８年４月20日改訂
平成10年４月18日改訂（但し，本改訂は平成10年5月28日より発効する．）
平成12年12月 2日改訂
平成13年 9月 1日改訂（但し，本改訂は平成13年5月6日より発効する．）
平成23年12月 3日 理事会承認　平成24年4月1日（公益社団法人日本伝熱学会登記日）施行
平成25年4月20日改訂
平成27年6月5日改訂
令和5年9月2日改訂